

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年4月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300376号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年5月1日から同年11月1日まで
前職を退職後、公共職業安定所の紹介でA社B工場に入社し、請求期間に勤務していたが、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてアルバイトとしてA社B工場に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録により、請求期間のうち平成元年8月18日から同年10月20日まで同社に勤務していたことが確認できる。

一方、請求者に係る雇用保険の支給台帳により請求者は、平成元年4月7日に求職の申込を行い、同年8月17日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社及びA社B工場は、請求者に係る人事記録等がないことから、請求者の勤務及び厚生年金保険料を給与から控除していたか不明の旨陳述及び回答している上、請求期間当時、厚生年金保険に加入している従業員であれば、会社の基金加入者台帳に名前が載っているが、請求者の名前は見当たらなかった旨陳述している。

さらに、企業年金連合会は、請求者の請求期間における基金の加入記録は確認できない旨回答している上、C健康保険組合においても、請求者の健康保険組合の加入履歴はない旨回答している。

加えて、請求者が名前を挙げている同僚を含む複数人に照会を行ったが、請求者の勤務実態についての回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。